

障事第1324号

令和4年11月14日

各指定障害児通所支援事業所 管理者 様

各指定障害児入所支援施設 施設長 様

千葉県健康福祉部障害福祉事業課長

(公印省略)

「心理指導担当職員の取扱いについて」の一部改正について

「心理指導担当職員の取扱いについて」(令和3年3月24日付け)の一部を改正しましたので、通知します。

**【担当】**

千葉県健康福祉部

障害福祉事業課療育支援班

TEL : 043-223-2336

新旧対照表

○心理指導担当職員の取扱いについて

新	旧
<p style="text-align: right;">障事第1947号 令和3年3月24日 障事第1324号 一部改正 令和4年11月14日</p> <p>各指定障害児通所支援事業所 管理者 様 各指定障害児入所支援施設 施設長 様</p> <p style="text-align: center;">千葉県健康福祉部障害福祉事業課長 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">心理指導担当職員の取扱いについて (通知)</p> <p>このことについて、別紙のとおり定めましたので、通知します。</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 40px; margin: 10px auto; padding: 5px;">別紙</div> <p style="text-align: right;">令和3年3月24日 一部改正 令和4年11月14日 千葉県健康福祉部 障害福祉事業課</p> <p style="text-align: center;">心理指導担当職員の取扱いについて</p> <p>○事業者の皆様へ 心理指導担当職員の要件について下記のとおりとしますので、今後事業所に配置をする際は、手続きに遺漏のないようお願いいたします。</p> <p>○心理指導担当職員の要件について 「公認心理師」、「臨床心理士」、「臨床発達心理士」を保有する者に限る (学歴は問わない)。</p>	<p style="text-align: right;">障事第1947号 令和3年3月24日 (追加)</p> <p>各指定障害児通所支援事業所 管理者 様 各指定障害児入所支援施設 施設長 様</p> <p style="text-align: center;">千葉県健康福祉部障害福祉事業課長 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">心理指導担当職員の取扱いについて (通知)</p> <p>このことについて、別紙のとおり定めましたので、通知します。</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 40px; margin: 10px auto; padding: 5px;">別紙</div> <p style="text-align: right;">令和3年3月24日 (追加) 千葉県健康福祉部 障害福祉事業課</p> <p style="text-align: center;">心理指導担当職員の取扱いについて</p> <p>○事業者の皆様へ 心理指導担当職員の要件について下記のとおりとしますので、今後事業所に配置をする際は、手続きに遺漏のないようお願いいたします。</p> <p>○心理指導担当職員の要件について 学校教育法の規定による大学若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業したものであって、「公認心理師」、「臨床心理士」、「臨床発達心理士」を保有する者に限る。</p>

新	旧
<p>○心理指導担当職員を配置する際の添付書類について</p> <p>今後、指定（更新）申請や申請事項変更届出において、心理指導担当職員として配置をする際、公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士いずれかの資格証や合格証など資格を有していることが分かる書類の提出が必要となります。</p>	<p>ただし、当通知を発出した時点で、現に心理指導担当職員として配置を認められている者（※）について、上記資格を保有していない場合には、令和4年度以降に指定更新をするまでの間、その事業所において心理指導担当職員として配置することができる。</p> <p>※指定（更新）申請や申請事項変更届出において、既に県に「心理指導担当職員」として配置の届出を行っている者に限る。</p> <p>○心理指導担当職員を配置する際の添付書類について</p> <p>今後、指定（更新）申請や申請事項変更届出において、心理指導担当職員として配置をする際、下記の書類（①、②の両方）の提出が必要となります。</p> <p>①公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士いずれかの資格証</p> <p>②大学または大学院において、心理学を専修する学科、研究科を修めて卒業したことが分かる書類（卒業証書の写し、卒業証明書等）</p> <p>なお、学部や学科名で判断がつかない場合は、相当する課程を修めて卒業したことを確認するため、卒業証明書の提出が必要となります。</p>